

荷車税

荷車に對して毎年四月一日現在所有しているものに税金がかかり...

税額は

- 1、荷積牛馬車一台につき 一般用(年額八百円)...

免税される荷車

但しこの場合申請書を提出して認められたもの 1、公益のため直接専用する荷車...

電気ガス税

電気又はガス使用者に對して、その使用料の百分の十がかかり...

免税されるもの

- 1、生活保護法によつて生活扶助を受けているもの 2、農業用の灌漑、揚排水、誘蛾燈のため一時的に使用するものの電気税...

廢止税目

縣稅

縣民稅、地租、家屋稅、酒消費稅、船舶稅、軌道稅、電話稅、電柱稅、不動産取得稅、漁業權...

市稅

縣稅附加稅、舟稅、金庫稅、畜稅、使用人稅、余裕住宅稅、自轉車荷車の取得稅、都市計画稅

か響くとうに均等及び所得割

市民稅は従来の稅制の下でも同じ名稱のものがあったのです...

廣告稅

廣告稅は廣告(新聞、雜誌及び書籍による廣告並びに放送法第五一條の規定による廣告を除く)に對してその廣告主に課稅されます...

- 一、汽車、電車、自動車その他の交通機關又は交通運輸業の設備による廣告 (廣告料の百分の十)...

- 三、立看板、掛看板、のぼり、旗、その他これらに類する廣告 (廣告一個につき五十円)...

- 五、建屋看板、野立看板、額面廣告、照明等による廣告及びごん帳、引幕、廣告並その他これらに類するものによる廣告 (面積一坪又はその端數につき年額三百円、但し面積半坪未満のものは年額五十円)...

の負擔額(概算表)

(2) 事業所得の場合

Table with columns for family size (0-6 people) and income levels (50,000 to 500,000 yen), showing tax burden amounts.

事業者の場合 (扶養家族三人)

Table showing tax amounts for business owners with 3 dependents across different income brackets and years.

勤勞所得者の場合 (扶養家族三人)

Table showing tax amounts for wage earners with 3 dependents across different income brackets and years.

廣告稅の免除される方

宗教、慈善、學術その他社會事業及び公益事業のためにする廣告であつて市長において特に必要があると認めらるるものに對しては...

接客人稅

業者、ダンサーその他接客を業とするものに対して課稅されます

免除されるもの

- 一、年齢十八才未満の接客人 二、賦課期日現在において前月賦課期日の翌日から引續いて休業中の接客人...

減免に要する申請書

左の形式によつて市長に申請しなければなりません、用紙は市役所にあります

金をまじより扱つています

市民稅の免除(輕減)になる方

Table detailing various exemption and reduction categories for municipal tax, such as small income, non-taxable, and specific family circumstances.

新しい市民税は台所原則として個人単位

税的考え方であり、これに於ける税は、いわば、物税が人に課せられるもの、均等割や所得割のような人税と混合して、たのを新税制で物税、人税を大きく二分して入税を市民税に物税の最も基本的なものを固定資産税として新設されたのであります。

一、人口が五〇万以上の都市の場合八納税者一人当り八〇〇円(法人は二千四百円)
二、人口五〇万以上十〇万未満の都市の場合一人当り六〇〇円(法人は千八百円)
三、人口五〇万以下の市町村は納税者一人当り四百円(法人は千二百円)となつてを全国的に一律になつたのであります。八尾市の場合(二)に当り一人当り六〇〇円の均等割といふことになるのであります。

市民税所得割

(1) 給與所得の場合

24年中の 収入金額	扶 養 親 族 の 数					
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
50,000	832	508	184	—	—	—
60,000	1,170	846	522	198	—	—
70,000	1,507	1,183	859	535	211	—
80,000	1,890	1,566	1,242	918	594	270
90,000	2,295	1,971	1,647	1,328	999	675
100,000	2,700	2,376	2,052	1,728	1,404	1,080
110,000	3,105	2,781	2,457	2,133	1,809	1,485
120,000	3,555	3,231	2,907	2,588	2,259	1,935
130,000	4,027	3,703	3,379	3,055	2,731	2,407
140,000	4,500	4,176	3,852	3,528	3,204	2,880
150,000	4,972	4,648	4,324	4,000	3,676	3,352
160,000	5,470	5,316	5,022	4,698	4,374	4,050
170,000	6,390	6,066	5,742	5,418	5,094	4,770
180,000	7,110	6,786	6,462	6,138	5,814	5,490
190,000	7,830	7,506	7,182	6,858	6,534	6,210
200,000	8,550	8,226	7,902	7,578	7,254	6,930
220,000	10,147	9,823	9,499	9,175	8,851	8,527
240,000	11,767	11,443	11,119	10,795	10,471	10,147
260,000	13,455	13,131	12,807	12,483	12,159	11,835
280,000	15,255	14,931	14,607	14,283	13,959	13,635
300,000	17,055	16,731	16,407	16,083	15,759	15,435
350,000	21,932	21,658	21,384	21,010	20,686	20,362
400,000	27,360	27,036	26,712	26,388	26,064	25,740
450,000	32,760	32,436	32,112	31,788	31,464	31,140
500,000	38,160	37,836	37,512	37,188	36,864	36,540

(註) この表によつて算出した額は均等値600円を加えたものが25年度の市民税です。

納税に備えて 納税準備預 いたし

市内の金 ともにも取
融機関は

お知らせ (広報係から) 従来「時報」は一月一回毎月二十五日発行しか

も舊隣組に一枚宛しかお配り出来ず全市民の皆さまに読んでいただく事が出来ませんでしたので本號より一月二回、しかも全市各家庭にもれなく配布することになりました。
「時報」は市民の皆さまのものであり、市が皆さまにかわつて発行しているものですから何卒皆さまの活発なるをとして建設的なる意見をお寄せ下さい

ジーエーン颱風襲う

家屋倒壊六五〇戸

三日突然近畿地方を襲つたジーエーン台風、興費豫算三千五百万圓の追加を可決、協田市長はこの起債認可をもちょうため五日夜は三日夜直ちに市會を招集、午後十時五分から市會事務局で緊急市會を開いて復

市民に告ぐ

九月四日 八尾市長 協田幾松

三日突如として當市をおそつた台風による被害は終戦後最大のものであります、當市としては市民各位の御協力と相まつ

て市會議員並びに市職員と一致協力治安の維持に全力を盡し又市に災害対策本部を設けてその復興対策を着々實施に移し市民生活の安定を計りつゝあります。市民各位におかれては、あらゆる流言にまどわず自力復興の精神を堅持すると共に不急物資の買いあさり又買ひしめ、資

本部を設けて被災者家屋全、半壊者五千五百名を竹洲小學校、大正中學校、西郡専念寺の三ヶ所に收容、炊き出し、寝具の貸付けを開始すると同時にこれら被災者には一時見舞金として一戸當り五百圓を贈り、悲歎のどん底から立ち上ろうとして市民の心を慰めることになつております。四日中に救助対策本部で判明した被害は次の通りです
△家屋全壊二百八十二戸▽半壊百九十

四戸▽同一部破損百七十戸▽死者なし▽負傷者五名▽電柱倒壊百六十一本▽罹災者五千五百名▽損害一億五千万圓(工場被害調査中)
この結果五日あさ緊急課長會議を開いて八尾市復興対策本部を設置、工場調査、防疫、農務、給水、公共事業など各部門に分れ市會と合同で各方面への復興資材の買付け活動を開始しました。この活動により市民の皆様の許には九月二日以前の安い價格で釘、瓦、木材ガラスなどの復興資材をあつせん出来る予定です。なお救助本部では被害調査を五班に分け次の各地区毎に行つた

- 一班 八尾座、濫川、晒、東郷、八尾、大信寺、木戸、木ノ本
- 二班 竹洲、亀井、太子堂、植松
- 三班 久寶寺、安中住宅

合計	一班	二班	三班	四班	五班
全壊	一九	一一	七	二二七	一八
半壊	二八	九八	二〇	二五	二三
一部破損	二	〇	一一五	五	四八
	四九	一〇九	一四二	二五七	八九
合計	六十四	九十九	一六二	二九七	九〇

大正住宅、太田、沼西郷、萱振、小阪谷、北山本、中野

所得割の非課税の範囲及び免除	所得割	非課税	免除
前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。	前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。	前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。	前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。
前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。	前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。	前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。	前年において二十万円を超え前年において二十万円を超過した所得がなくなったときは、減額されない。

地代 統制額改訂について (昭和廿五年八月十五日)

四月にさか 修正はいけない

かねて懸案であつた家賃統制額の不均衡調整について

はさる七月十一日の地代家賃統制令改正でその途が開

られたが、今回地方税法の改正によつて固定資産税が

増徴されることとなつたので、これを繰込んで八月分

一、停止統制額の改訂 (新方式の設定)

A、次の純家賃額と地代相当額の合計を以つて月額

の新九公とする

B、純家賃額はその建物の賃借価格 (固定資産課税

の基準となるもの) に一定の乗率 (その建物の建

築時期によつて異なる) (第二表) をかけたもの

C、地代相当額はその敷地の九公地代

D、しかしこの方式で計算したものが現在の九公よ

り低いときは現九公のまま、また現九公の五倍を

越えるときは五倍の高さに九公をとどめる

二、認可統制額の改訂 (修正率の改訂)

改訂倍率は建築時期によつて異なり、一般貸家の場合と

貸家の異なる (第三表第四表)

三、賃借条件については従来設けられた、たとへば月分

という契約で契約当時の額でストップされ、九公

の上昇と無関係であつたが、今回これを三ヶ月分以

下と定め、その額まで増加できることとなつた、そ

の他固定資産税や建物主の修繕費は貸主の負担と

定められた

現行停止統制額に代るべき 新の計算例

- 1、木造一般借家の例
建物延15平賃借価格162円 (坪当り10円80) 昭和13
年以前の建築
敷地20平賃借価格72円 (坪当り3円60) の場合
純家賃額162円×2.9=469.80 (告示第二表) +地代
相当額135円 (告示第一表) =新停止統制額=604.80
2、認可統制額について修正率による新九公の計算例
イ 木造一般借家の例
現行認可統制額が320円 (昭和13年建築で延15坪)
の場合
新認可統制額=320円×2.43=777.60 (告示第三表)
ロ 木造アパートの例
現行認可統制額が一室当り200円 (木造2階建20室
程度の場合1室4坪)
新認可統制額=200円×2.18=436円

市民税の申告書未提出の方は

はやく出して下さい

去る六月中旬各行政委員の方を煩
わして本年度の市民税申告書の配
布を願ひまして以来相當日時を経
過しているにもかかわらず未だに
申告書が提出されていない方があ

方において、所得を計算し、市民
税を賦課することになります。
又地方税法とか八尾市市税條例の
罰則規定を適用することにもなり
ます、未提出の皆さん、お互いに

迷惑の掛らない内に明日といわず
今日中に申告書を提出して下さい
なお提出は左記へ願ひます
「近畿八尾駅前、元消防署二階、
税務課分室市民税調査係」

第一表 地代

Table with columns for building type and year, showing rental rates.

第二表 家賃の停止統制額の改訂に用いる対賃賃借乗率

Table with columns for building type and year, showing rental multiplier rates.

第三表 一般認可統制額に対する修正率

Table with columns for building completion period and correction rate.

第四表 間代室料についての認可統制額に対する修正率

Table with columns for building completion period and correction rate for sub-lease fees.

編集後記

隣間風速五十米といわれたジェ
イン台風、三日朝より京阪神を襲
り、當市も各地区にわたり非常な
る損害を受けました。

お届け出来る筈でしたが、印刷所も前記
台風の影響を受け、印刷不能になりま
した、約束通りお贈り出来なくなり申
す。
◆出来上つた本特集が皆さまに果して
充分ご理解いただけるかどうか、もし不
明の點等ありましたら遠慮なく係までお
出でいたゞくよう税務課ではいつてい
ます。

◆なお、次號は二十日頃発行、今次の災
害特集を行い皆さまにお贈りしたく、目
下廣報室では各地の被害状況を對策本部
と連絡集めています。(廣報室)

臨時分室設置案内

當市税務課では都合により去る八月二十五日
より左記に臨時分室を設け即日事務を開始
いたしました。市民税 (本年
度) の申告とか調査事務について御用
の方は左記へお越し下さい。
尚その他の税務事務については迄通り本
庁において取扱っております。

税務課

市税納期でよみ

Main table showing tax payment schedules for various taxes (land tax, property tax, etc.) from 1925 to 1937.

電氣ガス税 翌月二十五日

廣告税 (普通徴收) 條例第百五條第四項第五項の以外のもの、廣告の都度

接客入帳 毎月